

## 第4章 給与・旅費

### ○社会福祉法人佐渡前浜福社会役員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

(平成16年8月10日制定)

改正 平成18年3月24日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐渡前浜福社会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、理事である施設長はこの規程を適用しない。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、会議等の出席につき日額8,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

2 第1項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法については、スマイル赤泊職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

附 則

この規程は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

区		分		区		分	
鉄 道 賃	運賃の等級を2階級以上に区分する路線	普通旅客運賃		車賃	バス運賃実費		
	運賃の等級を設けていない路線	乗車に要する運賃		日当	県外	2,400円	
船 賃	運賃の等級を2階級以上に区分する船舶	県外	上級又は中級	宿泊料 (一夜)	県外	12,000円	
		県内	1等		県内	10,000円	
	運賃の等級を設けていない船舶	乗船に要する運賃			島内	実費	
航空賃		実費					
備 考	<p>1 東京都及び指定都市内の車賃については、用務日1日につき定額3,000円とする。</p> <p>2 島外出張で旅行（水路）がカーフェリーを利用する早朝（午前7時以前）の場合は、日当に4,000円を加算する。</p> <p>3 新潟市内に旅行する場合の車賃の額は、用務日1日につき2,000円とし、バス実費の規定は適用しない。</p>						